

官民競争入札等監理委員会
第 24 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 24 回 官民競争入札等監理委員会
議 事 次 第

日 時：平成 19 年 9 月 13 日(木) 10:30～11:15
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

- 1 . 開 会
- 2 . 公物管理分科会の今後の審議体制について
- 3 . 実施要項について（登記簿等の公開に関する事務）
- 4 . 国民年金保険料収納事業の民間競争入札の実施経過について
- 5 . 独立行政法人の業務に関する検討の進め方について
- 6 . 平成 19 年度「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見（要望）に係る担当分科会について
- 7 . 閉 会

< 出席者 >

（ 委 員 ）

落合委員長、斉藤委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、吉野委員、渡邊委員

（ 法 務 省 ）

倉吉民事局長、島田民事局付、紺野民事調査官

（ 事 務 局 ）

中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、森山参事官、徳山企画官、堀内企画官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第 24 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日は、寺田委員、本田委員、森委員が御都合のために欠席であります。

増田委員におかれましては、御案内のとおり総務大臣に就任されたということで、8 月 31 日をもって、当委員会を退任されております。

本日の議題につきましては、5 点ございます。

第 1 点が、公物管理分科会の今後の審議体制について。

第 2 点が、「登記簿等の公開に関する事務」実施要項について。

第 3 点が、国民年金保険料収納事業の民間競争入札の実施経過について。

第 4 点が、独立行政法人の業務に関する検討の進め方について。

第 5 点が、今年度の意見募集に係る担当分科会について

ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず公物管理分科会についてですが、これは増田委員に主査をお願いしていたものであります。

お手元にごございます資料 1 をご覧いただきたいと思います。増田委員の退任に伴いまして、今後、公物管理分科会におきましては、私が主査を担当することになり、副主査は、引き続き逢見委員をお願いするという体制で今後の審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、「法務省の登記簿等の公開に関する事務」に係る民間競争入札実施要項案について御審議をいただきたいと思います。

これにつきましては、最初に、これまで入札監理小委員会で審議してまいりました審議結果につきまして、入札監理小委員会の榎谷主査の方から御報告をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の主査の榎谷でございます。資料 2 - に従いまして、御報告したいと思います。

まず、今回 22 か所について民間競争入札を実施しましたということを、前文の中の一番下のパラグラフに書いてございまして、小委員会で 4 回の審議をいたしました。

その結果でございますが、まず 1 ページの下の方の「1. 委託業務の内容」のところですが「(1) 窓口取扱時間の延長・拡大」というところがございます。これは、民間業者からヒアリングをしました結果、創意工夫の一つとして、窓口取扱時間の延長とか、土日の営業などの拡大というものをしたいという御要望があったんですが、今回につきましては、システムの稼働の問題もありまして、現在は 17 時まで開庁しているわけですが、事後処理もあって、18 時までシステムを稼働している。その範囲内ならいいんだけど、それを拡張するというのは、現在のところは難しいということだったので、今回はやむを得ないと判断したんです。

ただ、今後これをもっと見直し、創意工夫という観点もありますので、窓口取扱時間の延長・拡大は、システムの稼働時間と絡んでくるわけですが、それも見直していただきたいという話をしております。

といいますのは、これはまず 22 か所やったんですけれども、計画によりましてどんどん拡大するということになっておりますので、次回の入札のときの実施要項までの間には、こういうことが可能なかどうかを御検討いただきたいという話をしております。

2 ページの「(2) 業務マニュアル」については「業務マニュアルの位置付けの明確化及び貸与の可否」と書いてありますが、業務マニュアルというのが一応あるらしいんですが、必ずしもそのとおりやらなくてもいい。勿論、法令に違反するようなものは困りますけれども、業務マニュアルどおりでなくても、創意工夫によって、業務マニュアルと異なる取扱いをすることは可能であるということでもあります。

したがって、業務マニュアルは入札説明会の希望者には貸与いたしますということを明記してもらいました。

「2. サービスの質(要求水準)及び委託費の増減額等」のところの「(1) サービスの質(要求水準)」につきましては、これもどこもこういうところがあるんですけれども、サービスの質について、今まで法務局の方で明確にこれが質であるというものを定義して、それに従ってマネジメントをしていたわけではないんですが、一応アンケート調査などはしていたということでもあります。

そこで、今回は、 と書いてありますが、アンケート調査によって測定される「利用者の満足度」として、ア「利用者の総合的な満足度」、イ「証明書等の交付ないし地図等の閲覧までに要した時間」を測定としたということです。

それから「各種証明書等の適正な作製・引渡し」として、これはあってはいけないことらしいのですが、誤って引き渡すということも、極めてまれであるけれども法務局でもあったということなんですが、これは広い意味では、損害を民間に非常に与える可能性もあるので、これも一つの指標にしたということでもあります。

満足度については 80%以上とか、あるいは 30 分以内ということなんですけれども、そのほか待ち時間だということや、そのほかいろいろな指標が考えられるんですけれども、その指標は現在はデータをとっておりませんので、次回までの間にいろいろなデータをとっていただくということで、次回の入札については、この指標だけではなくて、もう少し精緻な指標、いろいろな切り口の指標を作成していただくということになっております。

「(2) 委託費の増減額等」は、ディスインセンティブの関係ですが、このアンケートでとるんですけれども、実はこのアンケートの内容が、今とっているアンケートについては 80%以上というものについての評価になるんですけれども、実はアンケートの内容そのものが前回と今回の「市場化テスト」のものとは違いますので、単純に今までのデータをそのまま比較できないということがありますので、達成とか未達成による委託費の増減とか減額というのは行わないということにいたしました。

ただし、証明書の誤交付については、非常に影響が大きいということで、1件について5%を最高額として、ペナルティーを科すということにしております。

どれも5%を上限ということで、いろいろな要件は付いているんですけども、1%、2%、3%、4%、5%というのを明確に、減額がどうも裁量でされる可能性がありますので、これも減額する際の理由を明確にさせていただいたということでもあります。

いずれにしましても、これにつきましても、次回以降の実施要項の策定に向けて検討していただきたいということでもあります。

「3.入札参加資格」でございますが、これが一番のポイントであります。

これは、コンサルタントというか、アドバイザーをしているアクセンチュアが、実はこの外部評価をしておるわけですが、この外部評価をしている事業者が入札に結果的に参加したいということを言っているらしいんです。外部検証を行っているアドバイザーが入札をしてしまいますと、非常に不公平というか、フェアでなくなってしまうので、これは問題ではないかと思ったんです。

ただ、御存じだと思いますけれども、法務局につきましては、財団法人民事法務協会というところが既に一部の受託をしておりますので、競争条件から言えばそこが一番有利になるわけです。

したがって、今回の入札は、民事法務協会が全部取ってしまったということが、結果的にフェアであるならばやむを得ないんですけども、そういう競争条件が整っていないことによって全部取ったということになりますと問題でありますので、できるだけ入札者を増やしたいと我々も思っております。

それと、法務省も事前にアドバイザーについては入札に参加できないということを明確に言っていたわけではないということもありまして、今回はやむを得ないのではないかとことです。

ただし、外部検証をした報告書は、当初、法務省は公表しないと言っていたんですけども、やはり他の入札者参加者との公平性の観点で、外部検証の結果報告書を公表することで、これによって少しは他の入札参加者との公平性が緩和されるのではないかと思っております。

「(1)実務経験者の配置」であります。

実務経験者につきましても、民事法務協会との関係で、法務局以外で一番の経験者というのは民事法務協会ですし、法務局のOBを使うというのが、実は東京が4名、大阪が3名、そのほかが2名という実務経験者の配置要件になっておるんですけども、どこまでを実務経験者というのかについては必ずしも明確でなかったもので、これが参入障壁になる可能性があります。

そこでどうしたかということなんですが、人数の方はとりあえず東京は4名、大阪は3名、それ以外は2名というのはやむを得ないと判断したんですが、これが参入障壁にならないように、実務経験者が行うべき業務を含めて、再委託ができるということがまず一つ。

それから、この再委託の中で、司法書士法人とか土地家屋調査士法人がその業務を受託できるようにしていただくということにいたしました。

具体的に実務経験者といったときに、非常に微妙なところがありますので、入札を説明するときに、あるいはこれに該当するかどうか民間事業者と法務局からの回答で、事前に了解を得るということもお願いしてあります。

いずれにしても、要件の見直し、実務経験者の配置についての人数の問題、あるいは内容の問題につきましては、次回の入札のときに、今回の実施を踏まえて見直しをしていただくということになっております。

5 ページに「加点項目の内容、配点及び加点幅は、妥当か」と書いてありますけれども、これも実績というのはかなり重視されておりましたので、実績となると民事法務協会しかなくなってしまいますので、できるだけ配点を民事法務協会にいかないようにということかえっておかしくなりますけれども、フェアになるように、配点についても工夫をしていたということでもあります。特に受託実績について、この項目を配慮していただいたということでもあります。

「5．事業開始前の研修・引継ぎ、事業開始後の協力」をしっかりといただくということについても、明示していただいたということでもあります。

6 ページ「6．損害賠償に関する規定」です。

これは国賠法との関係がありますので、事務局から簡単に説明していただけますか。

○事務局 この関係でございますが、損害賠償に関する規定につきまして、本年の1月ですけれども、最高裁判所の判決が出ております。この内容は、国賠法1条に基づいて、国が第三者に対する損害賠償の責任を負う場合、これは公権力に関する事務についてのものでございますけれども、この場合には、その事務を受託した民間事業者の被用者が第三者に対して民法上の責任を負わないということに加えて、使用者も民法上の使用者責任は負わないというものであります。

この判決を踏まえまして、実際に実施要項の指針との関係でどのような形で規定をするかということで検討いただきました。内容的には、この判決自体は、国が民間事業者に対してどのような場合に求償できるかということについては、特段触れてはいないのですが、法務省といたしましては、この判決が出たことから、求償の関係についても、今後、最高裁でこれまでとは違った判断もされる可能性があるのではないかという御懸念があったようです。

そのため、指針上は国が求償できる場合の規定を設けているところがございますけれども、今回の実施要項においては、指針とは異なった書きぶりですけれども、国賠法に基づいて国が賠償した場合の民間事業者への求償に関する規定には直接は触れないような形での書きぶりとしております。

簡単であります、以上でございます。

○榎谷委員 ありがとうございます。

国賠法について、最高裁でちょっと難しい判決が出たんですね。その整合性をとるということで、小幡委員に御相談をしたんです。その上で、整理していただいたということであります。

○小幡委員 ちょっとよろしいですか。今の説明でよろしいと思いますが、全体に関わりますので、一言申し上げます。

1月に最高裁判決が出た後、私も事務局にここの指針がこのままではちょっとまずいのではないかとすることは既に御相談はしていたのです。多分、直さなければいけないだろうということにはなるのですが、ただ、最高裁判決の射程範囲というのがはっきりしないということもあって、ちょっとスピードが遅かったのですが、登記については、実は結構国賠の案件がもうあるものですから、法務省の方もかなり慎重になっているということで、やりとりをしました。

ただ、明らかに最高裁判決とバッティングするという部分については、当方の指針もやはり直さざるを得ないと思いますので、また事務局につくっていただいて、お出しすることになるかと思います。

以上です。

○樫谷委員 ありがとうございます。私の方は、文章ではよく理解しているんですが、中身は十分わかりませんので、申し訳ございません。

そういう意味では、今後すべてについて影響してくるということですね。

○小幡委員 ただ、少なくとも権力的な部分だけです。

したがって、普通の事実的な管理作用などには影響はないと思うので、そういう形で指針も変えたらいいと思います。

○樫谷委員 ありがとうございます。

6ページの7.もポイントでございます。今回は、官と民との競争ではないんです。民の競争入札なんですけれども、事実上、官でやっている部分と民でやっている部分がありますので、官でやっている部分も民でやっている部分と同じアンケート調査を行って、そういう意味では、サービスの質については競争する競争条件が整ってきているということとであります。

「8.情報開示」ですけれども、これもいろいろな工夫をしていただきました。「利用者の満足度」等の情報を開示していただくとか、証明書の種類別とか月別の取扱い請求件数だとか、いろいろなものを開示していただいたんですけれども、ただ問題は、今回は窓口業務だけではなくて、郵送によるものとかオンラインによるものの登記簿等の交付がございます。

ところが、窓口と郵送とオンラインでは、民間事業者が行います業務量に相当影響が出るんですけれども、この窓口、郵送、オンラインごとの業務量というのは、今、実は実績はとれていないという状況であります。トータルの量をとれているんですけれども、この窓口、郵送、オンラインごとにはとれていないということで、これは説明をいたしますけ

れども、次回の入札のときには、こういう窓口業務、郵送によるもの、オンラインによるものについての分類をして、データをしっかりとるようにお願いしております。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま榎谷主査から御報告がありましたとおりに、本実施要項案を委員会で議を行う手続を行いたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、手続に入ることにはいたしまして、法務省に入室をお願いしたいと思います。

（法務省関係者入室）

○落合委員長 それでは、法務省の「登記簿等の公開に関する事務」の実施要項案につきまして、本委員会として、この際何か発言等でありましたらお願いしたいと思います。

榎谷主査、どうぞ。

○榎谷委員 榎谷でございます。法務省にお願いすることも含めて、小委員会の方で検討させていただきました。

これは、参入障壁となる懸念があるという部分で、まず実務経験者の配置についてでございます。

実務経験者の配置は、先ほども申し上げましたように、東京は4名、大阪は3名、それ以外は2名となっておりますけれども、これも今回の実施状況を見た上で、次回の際に要否とか人数の問題というものを見直していただくとか、実務経験者の内容につきましても、もう一度見直していただくということをお願いしたいということがまず一つであります。

サービスの質の指標と委託費の増減についてでございますが、サービスの質について、現在の満足度、誤交付が要件になっておるんですけれども、待ち時間とか事務処理時間とか、そういうことも新たな指標に導入といった方法につきましても、今回の実施に当たって指標をとっていただいて、次回以降の実施要項の策定に向けて検討いただきたいと思います。

これに併せて、委託費の増減についても、合理的な指標ができれば、増減もできると思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

情報開示につきましてですけれども、今回は窓口のもの、郵送のもの、オンラインのものといろいろあるわけですが、トータルの数字は開示されているんですけれども、それぞれの種類別のデータというのは開示されていないので、多分民間業者としては、業務量がトータルだけでは正確なコストははじけないと思いますので、是非これにつきましても、今回の実施を踏まえた上で統計のとり方を工夫していただいて、今後も情報開示の改善をお願いしたいということになります。

窓口取扱時間の延長とか拡大についてでございます。今回は17時までが開庁で18時ま

でシステムを稼働しているのに、延長したとしても、結局システムの対応ができなければ意味がないということでありましたので、今回はやむを得ないかなと思ったんですが、民間事業者から、やはり窓口時間の延長、拡大についての要望も出ておりますので、これについてもシステムの稼働の問題もあるんでしょうけれども、それも含めて、是非前向きに御検討いただけたらということでもあります。

外部検証の最終報告書の公表についてでございますけれども、これは最終報告書を作成して外部検証をした受託事業者の方が、今回は参加するということになっていると聞いておりますけれども、本来はやはりアドバイザーが入札に参加することはフェアではないので、できれば事前にそういうことをアドバイザーの選任の際に言っていたのが一番よかったんですが、結局それは今回はできていなかったということと、できるだけ入札参加者を増やしたいというこちらの思いもありましたので、やむを得なかったのかなと思いました。

ただ、できるだけ競争条件を公平にさせていただくために、外部検証の最終報告書につきましては、当初公表しないというお話だったんですけれども、是非入札参加者に確実に公表していただきたいということでもあります。

民間事業者との連携・協力につきましては、当然でございますけれども、本事業の円滑な実施に資するために、研修への協力とか必要な措置、あるいは開始後も協力が確実に行われるように、法務省の方から各登記所に対して、十分な御指示をいただきたいということでもあります。

以上でございます。

○落合委員長 それでは、本件につきまして、委員会として了承するということによろしくございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定によりまして、法務省から諮問されました実施要項案につきまして、監理委員会としては異存ないということにいたします。

それでは、私から答申を手交させていただきたいと思います。

（「答申」の手交）

○倉吉局長 ありがとうございます。

○落合委員長 それでは、実施要項の了承にあたりまして、法務省民事局の倉吉局長からご挨拶をいただきたいと思います。

○倉吉局長 改めて御礼を申し上げたいと思います。法務省の民事局長をしております、倉吉と申します。

このたびは「登記簿等の公開に関する事務」の民間競争入札実施要項案の御審議に当たりまして、入札監理小委員会の樫谷主査を始めとして、委員の先生方におかれましては、数多くの貴重な御意見をいただきました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

げます。本当にありがとうございました。

また、ただいま本委員会から御指摘いただきました論点につきましては、今後十分な検討を重ねて、適切に対応してまいりたいと考えております。本年度におきましては、全国で 22 か所の登記所において「市場化テスト」を実施することになりました。来年度以降は、更にこの対象登記所を増やして、順次この「市場化テスト」を実施していきたいと考えております。

今後とも、本委員会の皆様方には、引き続き御指導いただくことになろうかと思いますが、今後とも引き続き是非よろしく願いいたします。

このお礼を申し上げまして、私の挨拶とさせていただきますと思います。大変ありがとうございました。

○落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

○榎谷委員 誤解のないように言いますが、アドバイザーを付けたことは、私は評価をしております。アドバイザーが競争に参加することについては問題だと言っておるんです。多分正しく理解していただいていると思いますが、アドバイザーを付けて外部検証をしたということは、評価するものであります。

○落合委員長 それでは、法務省におかれましては、公共サービス改革法の趣旨、目的を登記事務に関しても最大限実現する方向で御努力をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(法務省関係者退室)

○落合委員長 続きまして「国民年金保険料収納事業の民間競争入札の実施経過」につきまして、入札監理小委員会の榎谷主査の方から御説明をお願いいたします。

○榎谷委員 国民年金保険料収納事業でございますが、4月の監理委員会で付議していただきました実施要項に基づいて、10月から事業開始に向けて社会保険庁において入札手続を進めておりました。

9月7日の入札監理小委員会におきまして、社会保険庁から 35 地域が入札対象になっているうち、青梅と武蔵野社会保険事務所をまとめた東京多摩地区において、入札価格が予定価格を上回ったために落札者が決まらなかったため、再度公告、入札手続中であるということの申し入れがありました。

もう一つは、多摩地区の中の青梅社会保険事務所につきまして、実施要項記載の青梅分の要求水準について、7月下旬に不備が判明したということでもあります。

どういう不備かといいますと、実は青梅というのは新しくできる社会保険事務所でございます。立川で実施していた業務が、青梅と立川と二つに分かれているということですが、その要求水準の情報開示の部分が、立川の全部の部分だったということに社会保険庁が気づいて、社会保険庁の判断で要求水準を差し替えていたということなんです。差し替えていたということ自体、そういう間違ったものを直したということは、それはそうなのかもわかりませんが、これはやはり必ず監理委員会で付議をして決めたものを、勝

手にとったら勝手に社会保険庁の判断で要求水準を変えているということについては、けしからぬ話である。監理委員会を軽視しているということで、私どもも入札監理小委員会を7日に開催したときに、社会保険庁の方に実施要項の取扱いについて、以後このようなことがないようにということを強く申し入れいたしました。

ただ、そのときには、社会保険庁はいろいろなことが起こっておりますので、責任者の方からいっしょになかったのが、明日の小委員会におきまして、このようなことがないようにということで、改めて今後の取扱いを強く申し入れしたいと思っております。

以上でございます。

○落合委員長　ありがとうございました。ただいまの榎谷主査の御説明につきまして、何か御質問、御意見等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉野委員　責任者が来ないとはどういうことなんでしょうか。

○榎谷委員　責任者は社会保険庁長官なんだろうけれども、部長ですかね。

○徳山企画官　付議の際は運営部長さんがいらっしゃいましたが、先日は見えられなかったということです。

○榎谷委員　いろいろなことがあって来られなかったということです。

結局、確かに社会保険庁はああいうことが起こってもやむを得ないというか、結果的にそういう役所なのかなと思うぐらい、今までの実施要項の審議につきましても、データが極めて整備されていないというか、何でこんなデータが出てくるのかわからないようなことで大分直していただいたんです。直していただいたんですけれども、結局、非常に例外的な立川と青梅の二つに分けるということが起こってしまったので、立川のデータを全部出して、そこだけでだれも気がつかなかったということで、結果的に予定価格が高い予定価格になってしまったんですね。

予定価格は勿論青梅ということで決めた。ところが入札価格は、立川全部が、量的な要求水準となっていたものですから、当然入札価格が予定価格を上回ってしまったということで、落札者が決まらなかったということらしいです。

ですから、そのほか3分の1について、予定価格を大幅に下回った6割以下の入札価格になってしまったので、これについては再度入札公告ということはないわけですが、予定価格の合理性ですね。本当に合理的な予定価格をつくったのかということについて、極めて私は不信感を持っております。

以上です。

○落合委員長　ほかにございますでしょうか。

いずれにいたしましても、監理委員会が定めたことを粛々と実行していただけないことがあるとすると、非常に困る事態であります。しかもこれは本件だけにとどまらず、今後監理委員会が決めたことに対する実施というものに影響を与えかねないことがもしあると、その点でも監理委員会としても非常に困ることになります。したがって、このところはしっかりとした形で今後こういうことは二度と起こさないという確約を責任ある立場に

ある方から極力とるような方向で対応をお願いしたいと思います。

本件については榎谷主査にさらに大変御迷惑、御面倒をおかけいたしますけれども、よろしくをお願いいたします。

それでは、ほかに特に御意見がなければ、次のテーマに移りたいと思います。「独立行政法人の業務に関する検討の進め方」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
○事務局 それでは、お手元の資料３「独立行政法人の見直しと市場化テストについて」に基づきまして、簡単に御説明申し上げたいと思います。この資料３につきましては、先週行われました第５回施設・研修等分科会におきまして、配付させていただいた上で御説明させていただいた資料でございます。

「１．経緯等」でございます。

「経済財政改革の基本方針 2007」が６月 19 日に閣議決定しているわけですが、この「基本方針 2007」におきまして、101 全独立行政法人について見直し、年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定するということが閣議決定されております。

これを受けまして、行政減量・効率化有識者会議、いわゆる有識者会議において「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」をとりまとめ、これが８月 10 日閣議決定されたところでございます。

２．でございますが、この基本方針につきましては、大きく分けて「（１）事務・事業及び組織の見直し」「（２）運営の徹底した効率化」「（３）自主性・自律性の確保」とございます。

事務・事業及び組織の見直しの中で、まずゼロベースで事務・事業を見直すということがございます。続きまして、存続する事務・事業について官民競争入札等の積極的な適用ということがうたわれております。

具体的には、６ページの別紙２をご覧くださいと思います。この整理合理化計画の策定に係る基本方針の官民競争入札等関連部分の抜粋でございます。

「横断的視点」の「１．事務・事業及び組織の見直し（独立行政法人の徹底的な縮減）」の「（３）官民競争入札等の積極的な適用」というところでございます。

真に不可欠なものとされる事務・事業についても、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。具体的には、以下の事務・事業について「原則として官民競争入札等の対象」とする、または「官民競争入札等の対象とする方向で検討」するなど、対象事業について個別具体的に検討するものとするとしております。

具体的な事務・事業の例といたしまして「施設の管理・運営」でございますとか「研修」「国家試験等」「相談」「広報・普及啓発」、また「検査検定」「徴収」といったことが閣議決定のこの文章の中に入っております。

１ページに戻っていただきまして「３．今後の進め方」でございます。

独立行政法人見直しの全体のスケジュールを申し上げますと、まず 8 月 10 日にこの基本方針が閣議決定され、これを受けまして、先々週の 8 月末、各省より独立行政法人整理合理化案の当初案が提出されました。

これを受けまして、9 月以降、有識者会議や監理委員会の分科会において、今後議論をしていくというものでございます。

最終的には、12 月下旬を予定しておりますが、整理合理化計画を閣議決定することとされております。

(2) 監理委員会としての対応でございますが、年末に予定しております基本方針の改定を目指して、独立行政法人整理合理化計画に向けて有識者会議とも連携を図りながら、独立行政法人の業務について検討していくというものでございます。

具体的には、施設・研修等分科会におきまして、9 月下旬から 10 月中旬にかけて集中的にヒアリングを実施させていただきたいと考えております。

2 ページでございますが、施設・研修等分科会のヒアリング体制ということで、ヒアリング対象とすべき法人数なども勘案しながら、他の分科会の委員、専門委員にも御参加いただきながらヒアリングを実施していくということを考えております。

具体的には、総務省、農林水産省、国土交通省所管の独立行政法人につきましては、小幡委員、内山専門委員。

財務省、文部科学省、厚生労働省所管の独立行政法人につきましては、岡本専門委員、吉野委員、原専門委員。

内閣府、外務省、経済産業省、環境省、防衛省の独立行政法人につきましては、黒川専門委員、逢見委員にそれぞれヒアリング等をお願いしております。

3 ページにあるリストは、8 月末に各省から提出のあった整理合理化案の中で既に「市場化テスト」の可能性について示されている事務・事業のリストでございます。合計で 15 件ございます。

まず、内閣府の国民生活センターの教育研修事業。

財務省の国立印刷局のセキュリティー製品事業、情報製品事業。

更に通関情報処理センター。これは検討を行う旨が表明されているのみで、具体的な対象事業については未定ということでございます。

そのほか、日本万国博覧会記念機構の公園事業の一部の事業。

厚生労働省の高齢・障害者雇用支援機構の助言または指導業務。

農林水産省の家畜改良センターのうち、中央畜産研修施設の管理・運営業務。

経済産業省につきましては、経済産業研究所のホームページの維持管理など。

工業所有権情報・研修館の人材育成事業。

日本貿易振興機構は、外国企業誘致担当者育成事業など、合計五つの事業。

中小企業基盤整備機構は、既にモデル事業を実施しておりますけれども、中小企業大学の運営業務。

最後に環境省の環境再生保全機構の公害健康被害補償業務、いわゆる徴収業務の一部でございますが、これらについては既に「市場化テスト」の実施の可能性がうたわれているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

榎谷委員、どうぞ。

○榎谷委員 実は私と小幡委員、逢見委員、森委員もそうなんですが、ここで言う有識者会議のメンバーです。昨日会議がありまして、そこでいろいろな切り口のデータをいただきました。

その中で、随意契約の問題と、１ページの２．（２）に書いてありますような関連法人との取引が非常に多いもの、あるいは随意契約の割合が多いものというデータも出ております。

こういうものにつきまして「市場化テスト」にさらすのか、あるいは一般競争入札にするのか、どちらがいいのかということなんですが、私は個人的にはこういう官民競争入札、つまり「市場化テスト」の仕組みに乗せてフェアにやっていくのが一番いいのかなと思っていますんですが、一般競争よりは手間暇がかかるということもありますので、どういうふうに考えたらいいのか、もし何かお知恵をいただけたらと思います。一般競争をするといえは一般競争でいいと理解するのか、あるいはやはりこれはきちんとしたルールに乗せた質とコストの競争がきちんとできる「市場化テスト」のルールにきちんと乗せた方がいいのか、この辺はどうなのか御議論いただけたら、お知恵を貸していただけたら幸いであります。

○落合委員長 ありがとうございます。ただいまの御意見につきまして、何かございますでしょうか。

逢見委員、どうぞ。

○逢見委員 私もこの件で昨日有識者会議にも参加したんですが、３ページにあるのは、各主務官庁から「市場化テスト」の可能性について示された、言わば当初案というか、そういう案でございまして、隋契の見直しは９月３０日にそれぞれ各省から出されることになっていて、それを見た上で、隋契見直しの中で「市場化テスト」にかけるべきものというのが更に増える可能性がある。大体３ページにあるようなものだけではないはずだと思うんです。

そういう意味で、ヒアリング等はそういうものも幅広に考えて「市場化テスト」の可能性については各主務省の当初案にとらわれずに議論する必要があるのではないかと考えております。

○落合委員長 小幡委員、どうぞ。

○小幡委員 まず、３ページのところに出てきているのは、非常に少ないといいますが、

本来は閣議決定のところでも6ページがございすけれども「横断的視点」の(3)で、原則として官民競争入札の対象とする事務・事業ということで、として「施設の管理・運営」「研修」「国家試験等」「相談」「広報・普及啓発」、として「検査検定」「徴収」と挙げましたので、本来はもっともここに属するものはたくさんあるはずなのです。

したがって、この前の我々の方の独法の施設・研修等分科会の方でも、これでは足りないから、この閣議決定は原則としてこういう類型はすべて官民競争入札等に出せと言っているから、再度検討して、ヒアリングのときまでにはもっと増やして持ってくるようにと事務局に言ってもらおうということにはなっているのです。

そうしますと9月30日までの隋契見直しとのタイミングの問題が若干あります。ですから、これよりは当然増えなければいけないとは思っておりまして、ヒアリングで言ってもっとまた出てくるというのでは、非常に時間的にまた遅くなるので、できればもう少し増やしたものを持ってきてというふうには今、言ってもらっているという状況です。

榎谷委員のおっしゃったところの、既に実は施設のところとも普通の競争入札で委託をかけているから、もう「市場化テスト」の方にかかる必要はないということによく言われるんですね。ですから、私もなかなかそのところで、しかし多少まとまりがあるものであれば、より透明な形でできるので、こちらでやった方がよいのではないかというふうには持っていて行っているのですが、確かに非常に手間暇がかかるということにおいて難色を示されるということがございますので、その割り振りをどういうふうにしていくかという問題はありますね。ある程度のまとまりですかね。

ですから、こちらとしてもより透明なものになるのであるという、自分たちのやっている業務を十分図った上でという形になるので、よりよいですよという説明はするのですけれどもね。そういうところで行くしかないですかね。

○落合委員長 ほかに御意見ございませんか。

そうしますと、めり張りを付けたような形で、まとまり度が高いものについては集約して「市場化テスト」を当てはめるといって行うのが基本ですが、どういう形でそれをまとめていくかということはなかなか難しい問題だと思いますけれども、この点は、分科会でも監理委員会でも検討して、極力「市場化テスト」が実際に早く実現するようなことも十分考えつつ基本的には進むということを前提にするという方向でよろしゅうございすか。そして、具体的なところはこの分科会あるいは監理委員会で詰めるということでもよろしゅうございすか。

吉野委員、何かありますか。

○吉野委員 これは、そもそも有識者会議でもって検討している話ですね。ですから「市場化テスト」をやるに当たって、監理委員会でゼロからどういうふうにこれを考えるかという話ならわかるんだけど、そもそもやるかやらないかについては、既に議論をしている有識者会議の検討と二度手間になりますね。ですから、話は行ったり来たりするおそ

れがあるのではないかと思います。

○落合委員長 そこは恐らく意欲的な連携を保ちつつということなんだろうと思いますね。まさに全く二度手間になるということは、国民にとっても非常に好ましくないので、やはり監理委員会と有識者会議との間で緊密な連携をとりつつ、二度手間という形をできるだけ避けるような形で実現していくということであり、そういう趣旨で各分科会の委員の方々もそのような理解の下で対応されているのではないかと思います。この点について榎谷委員、いかがでしょうか。

○榎谷委員 有識者会議の方はとりまとめをすることにはなと思うんですが、これは有識者会議とこの官民競争入札等監理委員会だけではなくて、規制改革会議、資産債務専門調査会などが連携しながらやって、最終的にとりまとめを有識者会議でやっていくということになっておりますので、基本的には「市場化テスト」の切り口は、この監理委員会でやっていただくということになるのではないかと思います。

○吉野委員 ここでは個別具体的な中身について話をしないとあまり意味がないんですけども、やるかやらないかについて結論が違った場合には一体どうするんだとかいう話ですが。

○榎谷委員 恐らく、結論が違うということはないと思うんです。

○吉野委員 それだったら、有識者会議でもって責任を持ってここで決めるという話にしておいた方がいいのではないかと思います。

○落合委員長 ですが、それでも「市場化テスト」を実施するかどうかは、あくまでも公共サービス改革法に基づいて行うわけなので、その主体はこの監理委員会なのですから、「市場化テスト」をやるやらないは、ほかの機関で決められるべき筋合いのものではないわけなのでね。

○吉野委員 候補になる対象は、最初に挙がってくるときに何が根拠なのでしょう。民間の提案であるのか、有識者会議の提案であるのか、いろいろあるわけですね。その部分があいまいなままにここ来ると、ここでは二度手間になるのではないかという話がね。

○落合委員長 おっしゃる話は非常によくわかりました。ですから、二度手間にならないような形で、緊密な連携をとってやっていただくということです。この点について小幡委員、何かございますか。

○小幡委員 二度手間と言いますか、一番こういうことになったらまずいという状況は、我々の方で「市場化テスト」ということでこの業務についていろいろ検討をした。有識者会議の方では、その業務を廃止するということにしたとなると、我々のやっていることが何かということになるのですが、ですから、恐らく一応分科会の方でも、我々としても廃止も視野に含められるということにはなっているので、一応形としては、本当に必要な業務なのかということは聞いた上で検討に入ることになれば、そこら辺はあとは事務局サイドで多少有識者会議の方との連携をしながら、あまりにも完全に無駄になるようなことにはならないようにはしていただきたいと思います。危惧があるとしたら、そうい

うことはあるかなと思います。

あと、スケジュール感が有識者会議の方でもヒアリングが始まりますね。こちらがヒアリングしていくのと多分ずれがありますね。という辺りで、なかなか難しいと思うんです。

○樫谷委員 9月の終わりから10月にかけて、ヒアリングを6回か7回やる予定をしているんですが、当然並行姿勢になって、その結果を受けて、恐らく、また第二次ヒアリングを10月の後半から11月にかけてやるのではないのでしょうかね。しんどい話になると思います。

○落合委員長 そういうしんどい状況ではあるんですけども、極力「市場化テスト」の対象にすべきものはやはり確実に挙がってくるような形での実行をお願いします。むしろいい機会として積極的にやらなければいけないのではないかと考えております。

この点、もしほかに特段の御意見がなければ、最後のテーマに移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、最後のテーマですけども、これは平成19年度公共サービス改革基本方針の見直しに関する意見を募集したわけですけども、これに係る担当分科会につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

では、お願いします。

○事務局 資料4をご覧ください。

6月に公共サービス改革基本方針の見直しに関する意見（要望）を募集いたしました。いわゆる「あじさい月間」と呼んでおりますけれども、この間にいただいた意見につきましては、7月6日の公表時には131件ということで公表させていただきましたけれども、その後、規制改革要望として提出されたものから2件こちらの方に移管をされたというものと、取下げをしたいと申し出のあったものが3件ございまして、都合130件という要望数になってございます。

この要望につきましては、内閣府や官民競争入札等監理委員会での議論を通じまして、最終的に基本方針として閣議決定するとの方向で進めていかなければいけないというものでございます。

この要望のありました項目につきましては、2ページからそれぞれ担当の分科会をお示ししておりますが、それぞれの分科会で整理をしていただきまして、基本方針の改定に向けて議論を行っていただくということでお願いできればと思っております。

2ページから、それぞれハローワーク分科会、統計調査、公物、窓口、徴収、施設研修等とありまして、国関係が終わりまして、その次から地方公共団体関連ということでハローワークから始まるという形で、分科会ごとに分けておりますので、御確認いただければと思います。

以上でございます。

○落合委員長 どうもありがとうございました。

本日の監理委員会の予定したテーマがすべて終わりましたので、これで終了ということにしたいと思います。